

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）		目次	岡山県公報
			発行 岡山県
		税務課	担当課（室）
			目次
			担当課（室）

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する

様式第七十号(裏中)

㉔ 27年度燃費+15%達成 (20/100税率)	㉕ 27年度燃費+10%達成 (40/100税率)	㉖ 27年度燃費+5%達成 (60/100税率)
---------------------------	---------------------------	--------------------------

を

㉒ 27年度燃費＋15％達成 (20/100税率)	㉓ 27年度燃費＋10％達成 (40/100税率)	㉔ 27年度燃費＋5％達成 (60/100税率)
[28年排出ガス基準適合ディーゼル車 (7.5t超バス・トラック) で次のいずれかに該当するもの]		
㉕ 27年度燃費＋15％達成 (非課税)	㉖ 27年度燃費＋10％達成 (20/100税率)	㉗ 27年度燃費＋5％達成 (40/100税率)
㉘ 27年度燃費基準達成 (60/100税率)		

に改め

る。

附
則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(經過措置)

2 この規則による改正前の岡山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。